

報告事項説明資料

第240回神奈川県都市計画審議会
令和4年7月29日

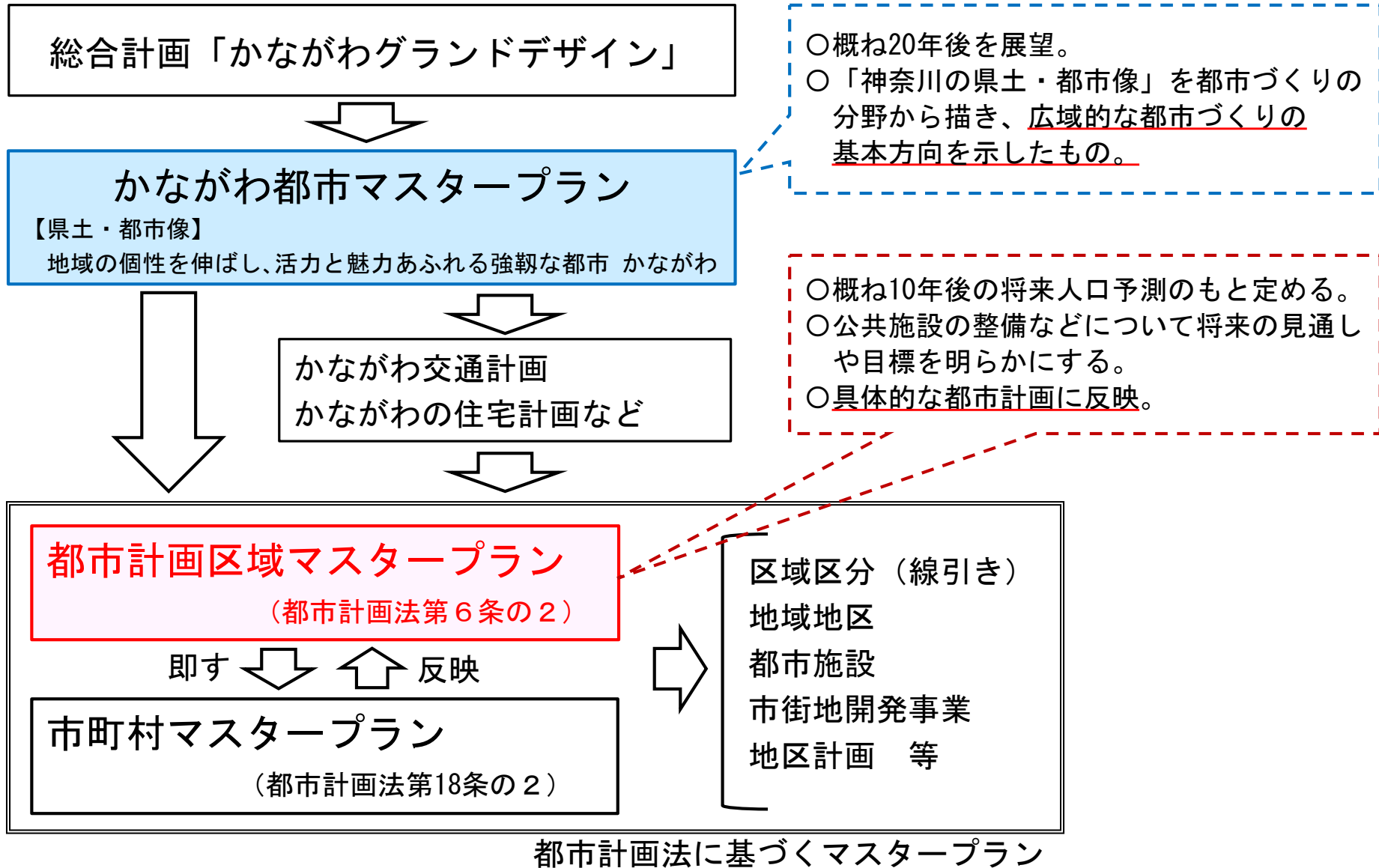
第8回線引き見直しに向けた 取組について（報告）

1 線引き制度の概要

線引き制度とは…

- 概ね10年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について都市計画の目標、区域区分の決定の有無などを示した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を定める。
- 無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、この方針に基づき、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する。

2 都市計画区域マスタープランの位置づけ



3 第8回線引き見直しの背景

令和3年3月 「かながわ都市マスタープラン」改定

県土・都市像

地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ

- 概ね20年後の将来を展望すると様々な問題が顕在化
 - ・ 少子高齢化の進行
 - ・ 人口減少社会の本格化
 - ・ 気候変動の影響などによる災害の頻発・激甚化 など
- 都市づくりの方向性
 - ・ 地域の実情に応じた「コンパクト+ネットワーク」による都市づくり
 - ・ 大規模災害などからいのちと暮らしを守る都市づくり
 - ・ 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり など



第8回線引き見直しに反映させていく

4 第8回線引き見直しの取組状況

- 線引き見直しに係る県の基本的な考え方を示した「基本的基準」の策定に向けて、学識経験者で構成する「第8回線引き見直しに向けた検討会」を設置
- 検討会を令和3年度に4回開催し、令和4年3月31日に検討会から提言

＜検討会委員＞（敬称略）

氏名	職業	専門分野
高見沢 実（会長）	横浜国立大学大学院教授	都市計画
中村 英夫	日本大学教授	都市計画
福岡 孝則	東京農業大学准教授	造園・景観
平本 光男	神奈川県農業協同組合中央会代表理事副会長	農業
鈴木 賢二	神奈川県商工会議所連合会常務理事	商工業
福田 大輔	東京大学大学院教授	交通
稲垣 景子	横浜国立大学大学院准教授	防災

5 検討会における論点

- ・ 目標年次を2035（令和17）年とし、線引き見直しに向けた課題から検討会における主な論点を整理

<線引き見直しに向けた課題>

人口・世帯

- ・ 高齢化・人口減少の進行
- ・ 人口の地域的な偏在の拡大
- ・ 地域の活力維持

産業

- ・ 地域特性に応じた計画的な土地利用
- ・ 鉄道駅周辺などの拠点性の維持・向上

土地利用

- ・ 既成市街地の再生（スポンジ化対策等）
- ・ 自然環境が持つ多様な機能の活用

交通

- ・ 拠点を結ぶ交通ネットワークの形成
- ・ 道路整備にあわせた土地利用

災害

- ・ 激甚化・頻発化する自然災害への対応
- ・ 災害ハザードエリアにおける土地利用
- ・ アフターコロナを踏まえたまちづくり

県と市町の役割

- ・ 立地適正化計画による集約型都市構造化
- ・ 流域治水やグリーンインフラなどの広域的な取組
- ・ 市町への権限移譲が進む中での県の役割

<検討会の主な論点>

論点①

大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方

- ・ 激甚化・頻発化する自然災害からいのちと暮らしを守るため、災害ハザードエリアにおける、今後の土地利用のあり方について議論

論点②

地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方

- ・ 人口減少、安全・安心、地域の活力維持・形成、価値観の多様化など様々な課題に対応するため、今後の集約型都市構造のあり方について議論

論点③

都市計画区域マスタープランのあり方

- ・ 市町への権限移譲が進む中で、流域治水やグリーンインフラなどの新たな広域課題などにも対応するため、今後の都市計画区域マスタープランのあり方について議論

6 検討会からの提言事項（第8回線引き見直しで取組むべき事項）

第1章 激甚化・頻発化する災害からいのちと暮らしを守るまちづくり

（1）災害レッドゾーンにおける土地利用規制

（背景）

- ・ 神奈川県においても激甚化・頻発化する自然災害
- ・ 市街化区域内にも広がる様々な災害ハザードエリア
- ・ ハード整備に加えて、土地利用の面からも防災・減災に向けた取組が必要

- ・ 災害レッドゾーンについては、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とし、市街化区域の低・未利用地において、当面、計画的な市街地整備が見込まれない場合には、逆線引きに向けた検討を進めるべき。
- ・ 実際の逆線引きは、災害レッドゾーンでも都市的土地利用が行われている神奈川県の実情を踏まえ、斜面緑地などから着実に進めていくべき。

※災害レッドゾーン：都市再生特別措置法において、立地適正化計画の居住誘導区域を定めないこととされている災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域

6 検討会からの提言事項（第8回線引き見直しで取組むべき事項）

第1章 激甚化・頻発化する災害からいのちと暮らしを守るまちづくり

（2）災害リスクを踏まえたまちづくりの推進

（背景）

- ・土地利用の面からの防災・減災の取組には災害リスクの評価・分析が必要
 - ・災害リスクの評価・分析に必要な災害ハザード情報の充実
 - ・自然環境が持つ多様な機能をグリーンインフラとして活用することへの注目
-
- ・市町による防災指針を含んだ立地適正化計画の策定過程などを通じて、災害リスクの評価・分析を行い、災害リスクを踏まえたまちづくりを推進すべき。
 - ・雨水貯留浸透等の機能を有するグリーンインフラは、災害リスクの低減、被害拡大の緩和に寄与することから、緑地や農地等を積極的に都市計画に定め、その機能を活用していくべき。

6 検討会からの提言事項（第8回線引き見直しで取組むべき事項）

第2章 集約型都市構造の実現に向けた継続的な取組

（1）持続可能で安全・安心な集約型都市構造の実現

（背景）

- ・ 人口減少社会の本格化に備え、求められる集約型都市構造化の取組の継続
- ・ 立地適正化計画により集約型都市構造化に資する様々な施策が展開
- ・ 防災・減災まちづくりに向けて、立地適正化計画に防災指針を追加
- ・ 立地適正化計画を作成する必要性を感じていない市町も存在

- ・ 集約型都市構造の実現に向けて、立地適正化計画は有効なツールであり、防災まちづくりにも資するものであることから、市町による立地適正化計画の作成を積極的に促進していくべき。
- ・ 立地適正化計画を作成する必要性が低い市町であっても、近年、激甚化・頻発化する災害も踏まえ、防災・減災に係る施策と合わせて、集約型都市構造の実現に向けて、計画的な土地利用の誘導を図るべき。

6 検討会からの提言事項（第8回線引き見直しで取組むべき事項）

第2章 集約型都市構造の実現に向けた継続的な取組

（2）既成市街地の魅力向上とそれを支える交通ネットワークの確保

（背景）

- ・ 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、懸念される地域活力の低下
- ・ 都市の魅力向上を図り、まちなかに賑わいを創出することが必要
- ・ まちなかの賑わいの創出には、人と人との交流も必要

- ・ 既成市街地の活力維持のため、市街地再開発やエリアマネジメント等のソフト施策など、地域の実情に応じた様々な手法を活用しながら、拠点となる既成市街地の魅力向上を図るべき。
- ・ 魅力ある拠点の形成とともに、その効果を高めるために拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ交通ネットワークの確保が不可欠であることを常に意識しながら、まちづくりを進めていくべき。

6 検討会からの提言事項（第8回線引き見直しで取組むべき事項）

第2章 集約型都市構造の実現に向けた継続的な取組

（3）集約型都市構造化や地域の活性化に資するまちづくりへの対応

（背景）

- ・ 人口増や企業立地ニーズの高い地域では新市街地の形成が必要
 - ・ 一方、人口減少が進む地域などにおける人々の暮らしにも目を向ける必要
 - ・ 地域の魅力を生かして活性化を進めていくことも必要
-
- ・ 県全体の人口減少が見込まれる中であって、人口及び産業の伸びが見込まれる地域においては、新市街地の形成を図ることとするが、集約型都市構造化に寄与する区域に限定すべき。
 - ・ 今後、人口減少が進む地域や市街化区域内の市街地縁辺部にあっても、地方創生の観点から地域の活性化に資するまちづくりに対応できるようにしておくべき。

6 検討会からの提言事項（第8回線引き見直しで取組むべき事項）

第2章 集約型都市構造の実現に向けた継続的な取組

（4）アフターコロナを見据えた対応とグリーンインフラの取組

（背景）

- ・ 新型コロナを契機として、働き方や暮らし方などの価値観が変化・多様化
- ・ 脱炭素やデジタル技術の進展をまちづくりでも受け止める姿勢が必要
- ・ 都市部における緑地等の減少や環境保全に対する意識の高まり
- ・ 自然環境が持つ多様な機能をグリーンインフラとして活用することへの注目

- ・ アフターコロナにおける働き方や暮らし方の多様化を受けて、首都圏にあり、豊かな自然環境と市街地が近接する神奈川へのニーズをしっかりと捉え、その受け皿としての可能性を土地利用の面からも検討していくことが重要。
- ・ 持続可能で魅力ある都市・地域づくりとなるよう、自然環境が持つ防災・減災、地域振興、環境などの多面的な機能を活用したグリーンインフラの取組をあわせて行っていくべき。

6 検討会からの提言事項（第8回線引き見直しで取組むべき事項）

第3章 都市計画区域マスタープランについて

（1）広域的な課題への対応と政令市との調整

（背景）

- ・ 市町へ都市計画決定の権限移譲が進み、県における広域調整機能の高まり
 - ・ 流域治水プロジェクトなど更なる広域的課題への対応が必要
 - ・ 都市計画区域マスタープランによる広域的課題の調整が求められている
- ・ 都市計画区域を超える広域的な課題の調整・共有に効果的に対応するため、これまでの都市計画区域マスタープランの構成に加えて、広域都市計画圏の方針図を追加するなど、広域的な都市の将来像をより分かりやすく示していくべき。

6 検討会からの提言事項（第8回線引き見直しで取組むべき事項）

第3章 都市計画区域マスタープランについて

（1）広域的な課題への対応と政令市との調整

（背景）

- ・ 政令市に都市計画区域マスタープランの決定権限が移譲
 - ・ 県が権限を有する都市計画区域と政令市の市街地が連担
 - ・ 政令市とも広域的な課題の共有や調整が必要
- ・ 県が都市計画区域マスタープランを策定するにあたっては、独自に都市計画区域マスタープランを策定できる県内政令市とも、引き続き、災害ハザードエリアにおける土地利用、グリーンインフラ、流域治水プロジェクトの取組、隣接する都市計画の整合などの課題を共有し、必要な調整を図るべき。

7 今後の取組

○令和3年度

検討会からの提言

○令和4年度

線引き見直しに係る
県の基本的な考え方を示した
基本的基準の策定

市町との調整
庁内関係部局との調整

○令和5年度以降

都市計画の案の作成

第8回線引き見直し